

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業について

剣淵町では、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた町民の方や事業者の方を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和7年度において次の事業を行います。

また、令和8年度に予定する事業については、4月号でお知らせします。

	事業名	事業概要	事業費
①	小中高等学校生の保護者負担軽減のための学校給食費支援事業	物価高騰による小中高等学校生の保護者の負担を軽減するため、学校給食費を支援します。	2,783千円
②	物価高騰子育て世帯応援事業	物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するため、10,000円を支給します。	3,110千円
③	社会福祉施設等における物価高騰の負担軽減支援事業	エネルギー・食料品等の価格の高騰の影響を受けた社会福祉施設及び事業所を運営する法人に対し、その負担の軽減するための支援を行い、施設等の安全安心な生活環境の確保とサービス提供体制の維持・継続を図ります。	9,000千円
④	酪農畜産飼料高騰支援事業	配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農畜産経営の負担軽減の支援として、牛の飼養頭数に対して交付金を支給します。	1,680千円
⑤	農作物生産資材等高騰支援事業	農作物の生産資材や電気、燃料等の高騰による影響を軽減するため、経営所得安定対策の対象農業者で町内の農業者に対して、耕作面積に応じて支援金を交付します。	19,710千円
⑥	地域観光業維持・確保支援事業	町内の観光事業者に、エネルギー価格高騰の中でも継続・維持等できるよう支援します。	500千円
		合計 6事業	36,783千円

◇お問い合わせ先

【①について】 教育委員会教育課学校教育係 ☎26-9025（直通）

【②・③について】 健康福祉課子ども家庭グループ・福祉介護グループ ☎34-3955

【④・⑤について】 農林課農林グループ ☎26-9023（直通）

【⑥について】 町づくり観光課商工観光グループ ☎26-9022（直通）

物価高対応子育て応援手当について

～対象児童1人につき3万円を1回限りで支給します！～

1 対象児童

- (1) 令和7年9月分の児童手当の支給対象児童
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2 支給対象者

児童手当受給者又は上記(2)の保護者のうち主に生計を維持する人

3 支給額 対象児童一人につき3万円（1回限り）

（内訳）国2万円、町1万円

※町の1万円については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

※児童手当の指定口座に振り込みます。

4 支給手続

令和8年1月23日に発送したお知らせが届いている対象者の方は申請不要ですが、次に該当する人は申請が原則必要です。別途申請書を提出してください。

①令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生

した児童の保護者

※児童手当認定請求済み者は申請不要。

②所属庁から児童手当を受給している公務員

※公務員の方は、所属の機関に手続きについてご確認ください。

